議　案

湘洋中学校校舎棟増築

地域の避難施設として建築
津波の力を低減する対策等を図る

○工事請負契約の締結について（湘洋中学校校舎棟（津波避難施設）増築建築工事）

【契約の相手方】湘洋中学校校舎棟（津波避難施設）増築建築工事ミヤマ建設・スリーエム共同企業体

【工事の概要】校舎棟増築①構造規模鉄筋コンクリート造、地上四階②建築面積四百四十六・〇九平方メートル③延床面積一千六百・〇五平方メートル

既存校舎棟改修、既存外構改修、その他附帯工事一式

【契約金額】四億四千六十四万円

【竣工予定日】平成二十九年二月二十八日

〈主な質問と答弁〉

質問　校舎棟は津波避難施設として建築されるが、津波に対してどのような対策がされているのか。

答弁　増築する校舎棟は、東側に屋外からの避難階段を設置する。また、津波対策としては、校舎棟一階を柱のみの壁のない空間として津波の力を低減するほか、建物の基礎に杭を使用し、建物周囲を舗装して津波による洗掘を防ぎ、一階の柱の前に漂流物の衝突防護用の補助柱を設置する等の対策を図っている。

避難施設として活用される校舎棟増築予定地＝湘洋中学校

○指定管理者の指定について（村岡子どもの家）

この議案は、平成二十八年四月一日に新設される村岡子どもの家について、指定管理者を指定する必要によるもの。

【指定管理者となる団体】朝日町十番地の八　公益財団法人藤沢市みらい創造財団

【指定の期間】二十八年四月一日から三十年三月三十一日まで

○指定管理者の指定について（藤沢市湘南台文化センター）

この議案は、公の施設である藤沢市湘南台文化センターの管理運営について、平成二十七年度をもって指定管理者の指定期間が終了するため、次年度以降の指定管理者を指定する必要によるもの。

【指定管理者となる団体】円行二丁目三番地の十七　公益財団法人藤沢市まちづくり協会・藤沢市民会館サービスセンター株式会社共同事業体

【指定の期間】二十八年四月一日から三十年三月三十一日まで

○指定管理者の指定について（藤沢駅南口路上第二自転車駐車場）

この議案は、新設する公の施設である藤沢駅南口路上第二自転車駐車場の管理について、指定管理者を指定する必要によるもの。

【指定管理者となる団体】円行二丁目三番地の十七　公益財団法人藤沢市まちづくり協会

【指定の期間】平成二十八年一月四日から二十九年三月三十一日まで

○指定管理者の指定について（藤沢市市民活動プラザむつあい）

この議案は、藤沢市市民活動推進センターの分館として新たに設置する公の施設である藤沢市市民活動プラザむつあいの管理運営について、指定管理者を指定する必要によるもの。

【指定管理者となる団体】藤沢五七七番地寿ビル三〇一号室　特定非営利活動法人藤沢市市民活動推進連絡会

【指定の期間】平成二十八年六月一日から三十年三月三十一日まで

にぎわいが期待されるふじさわ宿交流館完成イメージ

○指定管理者の指定について（藤沢市ふじさわ宿交流館）

この議案は、平成二十八年四月一日から新たに公の施設として管理運営を行う藤沢市ふじさわ宿交流館について、指定管理者を指定する必要によるもの。

【指定管理者となる団体】片瀬海岸二丁目二十番十三号　公益社団法人藤沢市観光協会

【指定の期間】二十八年四月一日から三十一年三月三十一日まで

○藤沢市特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部改正について

この議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定める事務以外の事務で個人番号を利用するものを追加するため、条例の一部を改正するもの。

【改正の主な内容】

・市長は、①生活に困窮する外国人に対して生活保護法の規定に準じて実施する保護②神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例による重度障がい者等手当の支給③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施――以上三項目に関する事務であって規則で定めるものについて、事務を処理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

【施行日】平成二十八年一月一日

○藤沢市火災予防条例の一部改正について

この議案は、消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、その法令違反の内容を利用者等へ公表することにより、利用者等の防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置促進に資するため、条例の一部を改正するもの。

【改正の主な内容】

・消防長は、防火対象物の消防用設備等の状況が消防法令又はこれに基づく命令に違反する場合は、その旨を公表することができる。

【施行日】平成二十八年四月一日

運営等に関する条例を制定
藤沢市消費生活センター
消費者相談に適切に対応する

○藤沢市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について

この議案は、平成二十六年六月に消費者安全法が改正され、消費者安全の確保に関し事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に応じる等のための施設または機関を設置する市町村は、当該施設又は機関の組織及び運営等に関する事項について条例で定めることが規定されたことから、新たに条例を制定するもの。

【条例の主な内容】

・市長は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、名称及び所在地、消費生活相談の事務を行う日及び時間を公告する。また、当該事項を変更したときも、同様とする。

・消費生活センターには、消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律の規定により合格した者とみなされる者を含む。）を消費生活相談員として置く。

・市長は、消費生活相談員の適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずる。

・市長は、当該消費生活センターにおいて事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保する。

・市長は、事務を実施して得られた情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずる。

【施行日】二十八年四月一日

○藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

この議案は、平成二十七年八月に国家戦略特別区域法の一部が改正され、国家戦略特別区域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）に関する規定が創設され、神奈川県において、この制度を活用して地域限定保育士事業が実施されることから、条例の一部を改正するもの。

【改正の主な内容】

・藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例において、家庭的保育者の規定に神奈川県の区域に係る地域限定保育士を加える。

・藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例において、放課後児童支援員の規定に神奈川県の区域に係る地域限定保育士を加える。

【施行日】公布の日

選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を執行

○藤沢市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

藤沢市選挙管理委員会委員及び同補充員が、平成二十七年十二月二十一日をもって任期満了となるため、新たな委員について、議会で選挙を行うもの。

選挙の結果、選挙管理委員会委員として、

・伊藤喜文氏（湘南台三丁目在住）

・大野美紀氏（柄沢在住）

・井上廣男氏（長後在住）

・水嶋正夫氏（湘南台二丁目在住）が当選した。

また、同補充員として、

・熊倉旨宏氏（辻堂元町六丁目在住）

・菅沼恒昭氏（羽鳥四丁目在住）

・木村榮子氏（大鋸二丁目在住）

・杉下由輝氏（片瀬五丁目在住）が当選した。

任期は二十七年十二月二十二日から三十一年十二月二十一日までの四年間。

○人権擁護委員候補者の推薦について

藤沢市域の人権擁護委員の一人が、平成二十八年三月三十一日をもって任期満了となるため、法務大臣に新たな候補者を推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

議会はこれに同意した。

任期は二十八年四月一日から三十一年三月三十一日までの三年間。

・飯島広美氏（再推薦、大庭在住）

○藤沢市情報公開審査会委員の委嘱について

藤沢市情報公開審査会委員の任期が、平成二十八年一月三十一日をもって満了となるため、新たな委員を委嘱することについて、議会の意見を求めるもの。

議会はこれに同意した。

任期は二十八年二月一日から三十年一月三十一日までの二年間。

・青木孝氏（再任、横浜市在住）

・小澤弘子氏（再任、鎌倉市在住）

・安冨潔氏（再任、鎌倉市在住）

・山田恵里可氏（再任、茅ヶ崎市在住）

・河合秀樹氏（新任、横浜市在住）